

(10) 特定解体工事元請業者の事前確認書の例(経済産業省・環境省作成)

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

第一種特定製品事前確認結果説明書

交付年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
※交付の日から3年間保存

(特定解体工事発注者)

氏名又は名称

住所

(特定解体工事元請業者)

氏名又は名称

住所

責任者氏名 :

印

電話番号 :

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第42条第1項の規定により、下記の工事において全部又は一部を解体する建築物等における第一種特定製品の設置の有無の確認結果について、下記のとおり説明します。

記

解体工事の名称 _____

解体工事の場所 _____

第一種特定製品(フロン類を使用する業務用冷凍空調機器)の設置の有無		
<input type="checkbox"/> あり		<input type="checkbox"/> なし
フロン類回収済み	フロン類未回収	<input type="checkbox"/> 当初から設置なし
エアコンディショナー	エアコンディショナー	<input type="checkbox"/> 撤去済み
台	台	<input type="checkbox"/> 家庭用機器のみ
冷蔵機器及び冷凍機器	冷蔵機器及び冷凍機器	家庭用エアコン等の家電リサイクル法対象機器については、発注者の責任において事前に同法に基づき処理してください。
台	台	
※以下、発注者と受注者で協議の上、記載 ・フロン類回収済みの機器の引取証明書 の写しの廃棄物処理業者等への交付 □発注者が実施 □受注者が実施	※以下、発注者と受注者で協議の上、記載 ・フロン類の回収 □発注者が実施 □受注者が実施 ・フロン類回収後の引取証明書の写し の廃棄物処理業者等への交付 □発注者が実施 □受注者が実施 ・フロン類の回収等に係る費用 □当初契約に計上 □設計変更対象	

(注意事項)

- ・フロン類の回収をせずにみだりに放出した場合、放出した者が罰せられます。
- ・フロン類の回収をせずに第一種特定製品の廃棄等を行うと、廃棄等を行った者(発注者)が罰せられます。
- ・廃棄物処理業者等に対して第一種特定製品の引取り等を依頼する際には、引取証明書の写しの交付が必要です。受注者を介して廃棄物処理業者等へフロン類回収済みの機器を引き渡す場合は、引取証明書の写しを受注者に渡す必要があります。提供されない場合には、第一種特定製品の処分を行うことができず、工事の工程及び費用に影響を及ぼすおそれがあります。